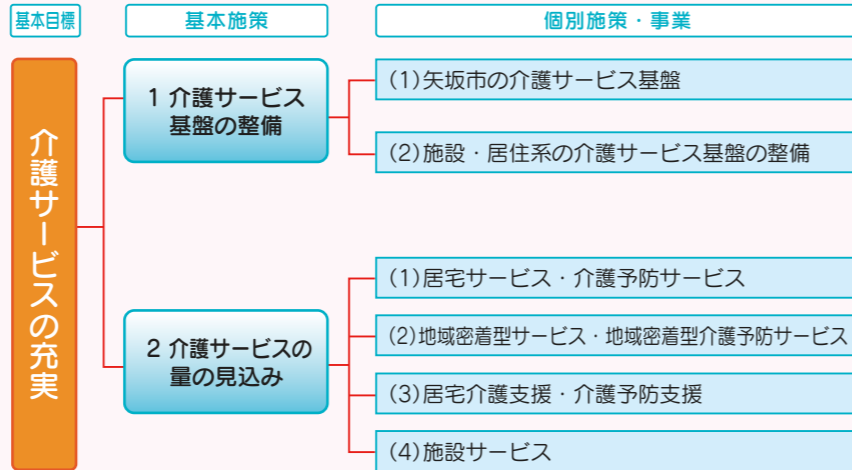
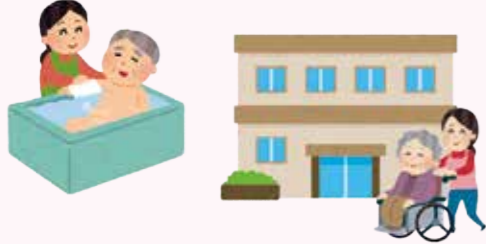


介護サービスの充実

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、要介護者のニーズに対応することができる介護サービス基盤の整備を推進し、必要な介護サービスの確保と質の向上を図ります。



▼第1号被保険者の介護保険料(所得段階別保険料額【年額】)

平成30年度から平成32年度までの本市の介護保険事業費用をもとに、第1号被保険者の介護保険料を算定します。保険料額については、所得段階に応じた保険料の軽減を図るため、国の標準段階に準じた保険料段階を設定します。

| 所得段階 | 対象者 | 基準額に対する割合 | 保険料額【年額】 |
|------|--|--------------------------------|------------------------------------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 | ×0.50 (×0.45) ^{※3} | 36,000円 (32,400円) ^{※3} |
| | ●高齢福祉年金 ^{※1} 受給者の方 | | |
| | ●前年の合計所得金額 ^{※2} +課税年金収入額が80万円以下の方 | | |
| 第2段階 | ●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方 | ×0.75 | 54,000円 |
| 第3段階 | ●前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている方 | ×0.75 | 54,000円 |
| 第4段階 | ●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | ×0.90 | 64,800円 |
| 第5段階 | ●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている方 | ×1.00 (基準額) | 72,000円 |
| 第6段階 | ●前年の合計所得金額が120万円未満の方 | ×1.20 | 86,400円 |
| 第7段階 | ●前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 | ×1.30 | 93,600円 |
| 第8段階 | ●前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | ×1.50 | 108,000円 |
| 第9段階 | ●前年の合計所得金額が300万円以上の方 | ×1.70 | 122,400円 |

※1 高齢福祉年金：明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額：収入金額から必要経費の相当額を控除した額で、雑損失・純損失の繰越控除前の金額です。

※3 第1段階保険料等：基準額に対する割合と保険料額の()内は、平成30年度における公費軽減後の数値です。(平成31年度以降は未定)

矢板市あんしん・ささえあいプラン【第7期計画】 概要版

平成30年3月

編集・発行 矢板市 高齢対策課
〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号
電話：0287-43-3896 FAX：0287-43-5404

矢板市あんしん・ささえあい プラン【第7期計画】

概要版

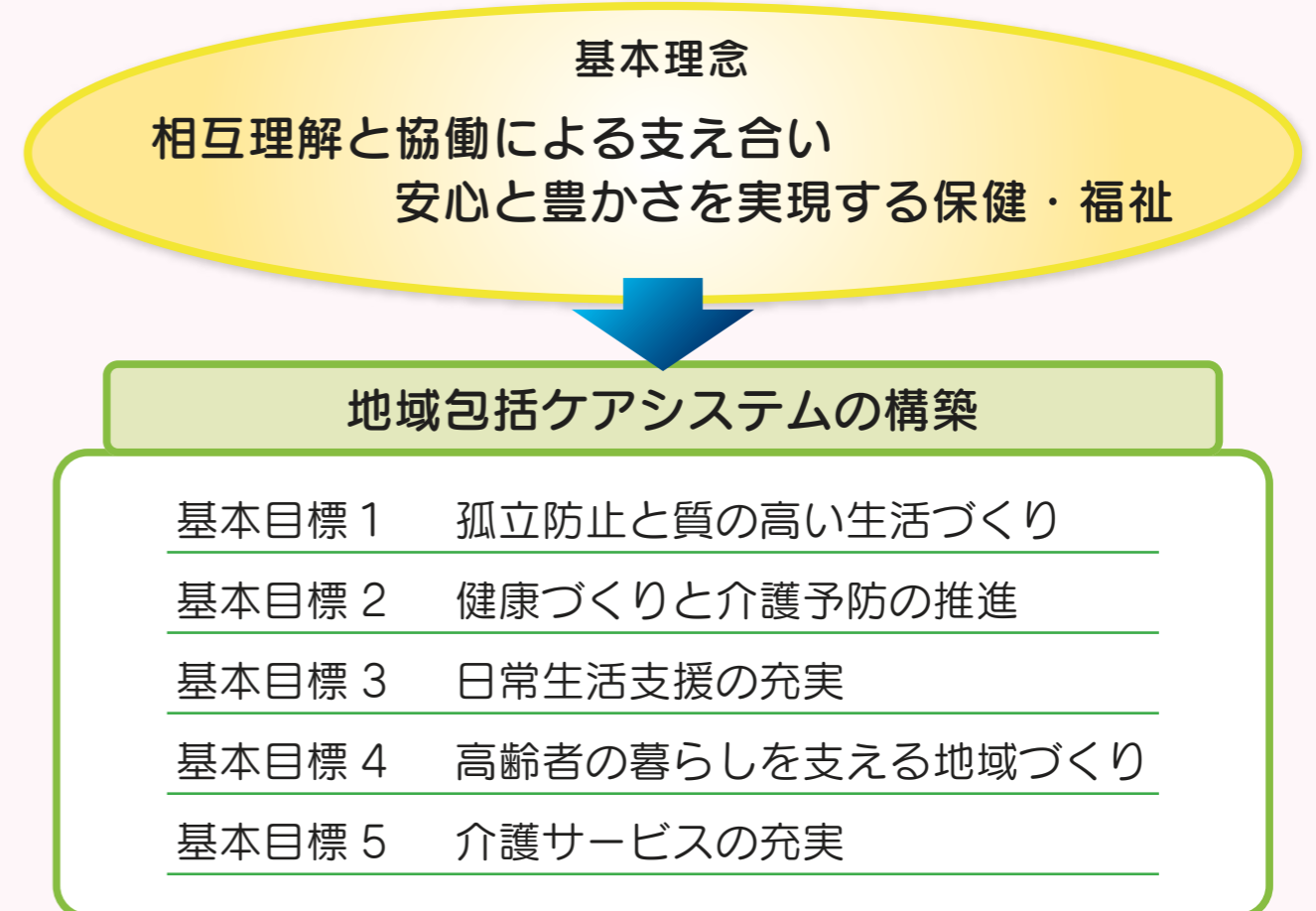
計画期間 ▶ 平成30年度から平成32年度【3年間】

本計画は、介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、団塊の世代(昭和22年～24年生まれ)の世代が後期高齢者(75歳以上)となる平成37年度(2025年)における将来の姿などを踏まえた上で、平成30年度から平成32年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。

本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアが機能する地域づくりを推進します。

●計画の全体像

本計画の基本理念と基本目標の関係を図に示すと以下のとおりとなります。



基本目標
1

孤立防止と質の高い生活づくり

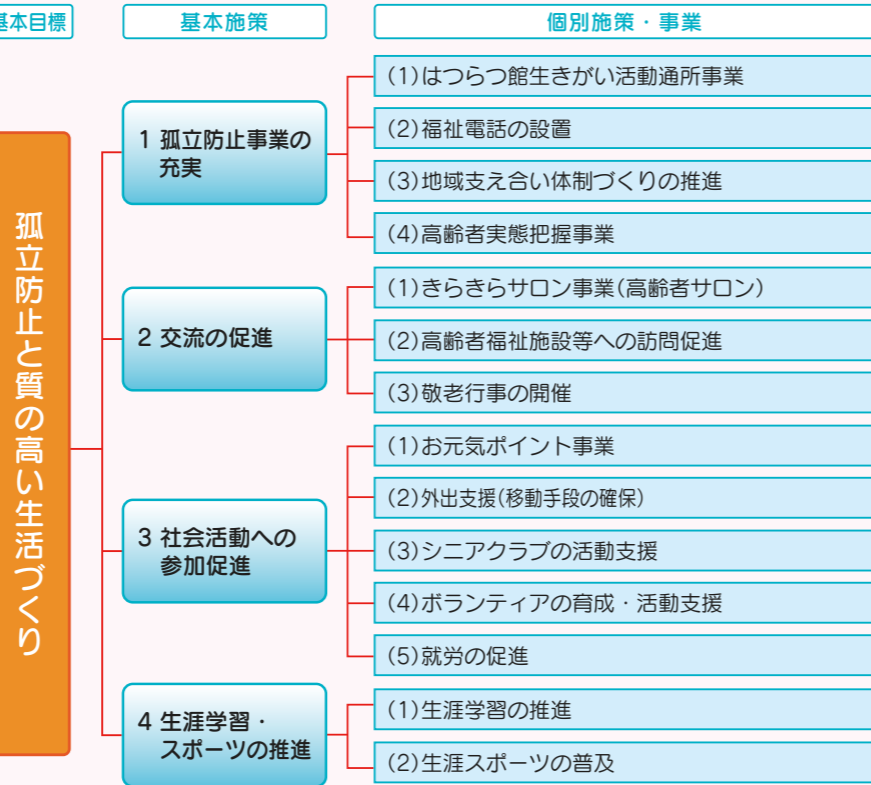
人とのつながりや交流、趣味や生きがいは、うつや閉じこもりを予防し、高齢者が幸せに暮らしていく上で重要な要素であり、心身の健康や介護予防にも密接に関連します。

高齢者が、自分の好きなことに取り組んだり、地域社会の他者との関係性の中で自分の役割を持って生活できるように、社会参加や交流機会の拡充などに取り組んでいきます。

▼関連する主な事業

・きらきらサロン事業
(高齢者サロン)

高齢者同士の交流のほか、地域内における人とのつながりを確保し、高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくりのため、高齢者が楽しく集う場としてサロンを運営します。



概要

基本目標
2

健康づくりと介護予防の推進

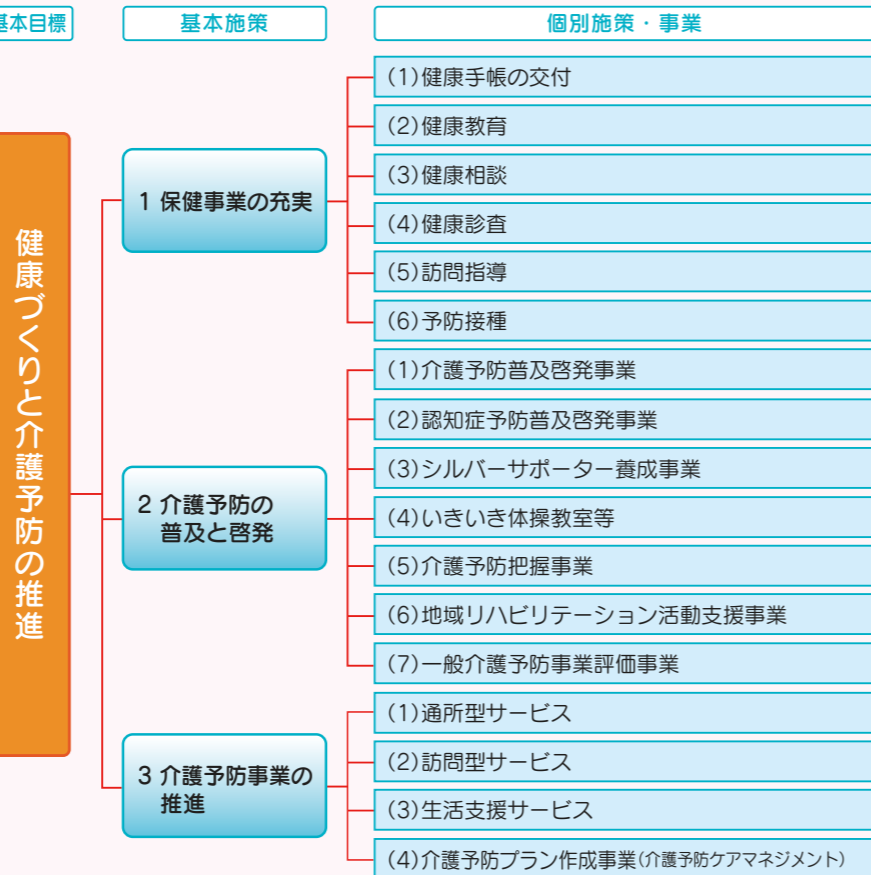
健康は、いつまでもいきいきと暮らしていくための最も基本的な要件です。また、高齢期の日常生活の不安として、体力の低下、認知症の心配、転倒の不安などが多くなることから、地域の実情を踏まえながら健康づくりと介護予防を一体的に展開していきます。

生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取り組みを促進していくとともに、地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

▼関連する主な事業

・いきいき体操教室等

高齢者ができる限り要介護状態にならずに、健康でいきいきと暮らせるよう、音楽活動や創作的活動を通じた介護予防教室を行います。



概要

基本目標
3

日常生活支援の充実



高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立して暮らし続けるためには、それぞれのニーズに即した生活支援サービスや支援を受けることができる環境が必要です。

支援の入口となる相談機能の充実に向け、地域包括支援センターを中核とした身近な地域における総合的な相談支援体制の充実を図ります。日常生活に不便が生じて、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる環境づくりを推進します。

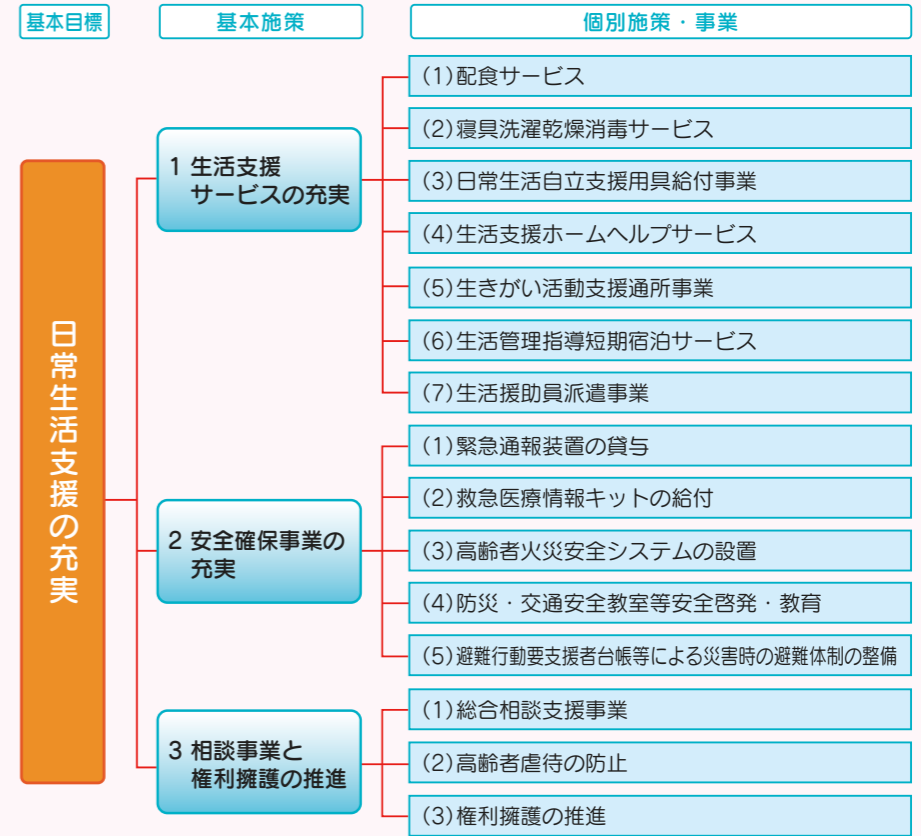
▼関連する主な事業

・避難行動要支援者台帳等による災害時の避難体制の整備

要支援者台帳及びマップにより、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、民生委員、行政区で組織する自主防災組織などの関係機関・団体、及び介護保険関係施設等間で情報を共有し、災害時における高齢者等の避難体制の整備を図ります。



概要



基本目標
4

高齢者の暮らしを支える地域づくり

地域において、医療を要する人、認知症の人、介護を要する人など、あらゆる高齢者が住み慣れた地域の生活拠点で安心して暮らしていけるよう、多様なサービスと支援が連動して提供されるケアシステムの基盤強化を図るとともに、地域の住民が高齢者とその家族を支えていく体制整備や地域づくりを推進します。

▼関連する主な事業

・認知症カフェ等

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、認知症カフェ等を設置します。これにより、お互いの生活をオープンに話すことで、心理的な不安の軽減を図ります。



概要

